

倫理・コンプライアンス綱領

(目的)

第1条 この綱領は、株式会社横浜インポートマート（以下「会社」という。）が、第3セクターとしての意義・使命を十分認識し、法令を遵守するとともに、良き企業市民として高い倫理観を持ち、企業理念の実現を図ることを目的とする。

(推進体制)

第2条 企業活動は、社会の信頼と共感なくして成り立たない。法令を遵守し、企業倫理を確立し、リスクマネジメントに取り組むことが、組織の存続と企業価値向上の基本であることを再認識する。そのため、会社は、代表取締役社長のリーダーシップのもとに役職員全員が一丸となって取り組むこととする。

2 代表取締役社長は、本綱領の統括推進責任者とし、本綱領の徹底を図るため、自ら率先垂範の上、社内外に周知させるとともに、社内外の声を常時把握し、実効ある社内体制の整備を行うこととする。

3 本綱領の実効を挙げるため、代表取締役社長を委員長とする「内部統制委員会」を組成する。「内部統制委員会」は、常勤役員で構成し、企業倫理、コンプライアンス、リスクマネジメント等の基本方針の策定・推進・評価（モニタリング）等を統括的に所管する。具体的な運用に関しては、別に定める「内部統制委員会規程」によるものとする。

4 日常業務における内部統制システムの改善をすすめるため、別に定める「内部統制委員会規程」により、内部監査部門を設置し、業務監査を実施する。

(研修)

第3条 「内部統制委員会」は、社員の意識を高め本綱領の実効を挙げるため、企業倫理やコンプライアンス等にかかわる研修会を適宜企画・実施する。

(内部通報)

第4条 組織の構成員や関係者等の日頃の活動から生まれる疑問、問い合わせ、問題提起といった事柄に対して、公益通報者保護法の趣旨に則って迅速・柔軟に対応する。その対応に関しては、別に定める「内部通報制度に関する規程」によるものとする。

(行動規範)

第5条 全役職員は、第1条に記載した目的を達成するための守るべき行動規範を次のとおりとする。

I 強い意思を持って法令を遵守する。

- (1) 当社は、一人ひとりが良き企業市民としての社会的責任を果たすとともに、業務の遂行に当たっては、法令を遵守し、立法の趣旨に沿って公明正大な企業活動を行い、社会の信頼に応える。
- (2) 政治・行政とは、健全かつ透明な関係を維持し、不当な癒着や公正さを欠く活動を行わない。
- (3) 社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力、団体に対しては、毅然とした態度で対処し、あらゆる関係を持たない。

II 良き企業市民として行動する。

- (1) 社会の声に積極的に耳を傾け、必要な企業情報を幅広く適時、適切に開示し、「開かれた企業」として社会とのコミュニケーションの促進をはかる。
- (2) 地域の健全な発展と快適で安全・安心な生活に資する活動に積極的に参加・協力し、地域との共存を目指す。
- (3) 環境に配慮した企業活動を行い、環境と経済が調和した持続可能な社会の構築に寄与する。

III 幅広いステークホルダーとの信頼関係を確立する。

- (1) 顧客のニーズにかなうサービスとそれらに関する正しい情報を提供するとともに、顧客情報等を適切に保護・管理し、顧客の信頼を獲得する。
- (2) 公正なルールに則った取引関係を築き、円滑な意思疎通により取引先との信頼関係を確立し、相互の発展をはかる。
- 3) 社員の人格、多様性を尊重し、公平な処遇を実現するとともに、それぞれの能力・活力を發揮できるような職場環境をつくる。
- (4) 公正かつ透明性の高い企業経営により、出資者や事業資金の提供者等、幅広いステークホルダーの理解と支持を得る。

(懲戒処分)

第6条 前条の行動規範に違反した場合は、「内部統制委員会」の審議を経て、当社就業規則第36条に基づき懲戒処分を行う。

附則

(施行期日)

この綱領は、平成20年3月17日から実施する。